

平成31年2月18日

〒104-0061

東京都中央区銀座2丁目8番9号

木挽館銀座ビル301号室 真法律会計事務所

株式会社メイション代理人弁護士 鈴木 真 様

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 再度の申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の申し入れに対し、平成30年6月18日付「回答書」をいただきましたが、消費者保護の観点から、依然として不十分な点がございますので、その内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、再度別紙のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成31年3月19日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容並びに本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第4条【開催日時・バンケット・プランの変更】

- 1 乙は、甲から開催日時・バンケット・プランの変更希望を頂いた際は、速やかにその可否を各サービス事業者を確認をとり、甲にその結果を連絡致します。
- 2 甲が、前項の変更を行う際は、所定の変更手数料及び別の諸条件に変更が生じる場合がございます。

乙は甲に手数料、諸条件変更のご了承を頂いたのち、諸手続を実施致します。但し、提供する事業者（以下、「サービス事業者」という）の状況により、変更に応じることができない場合もございます。予めご了承ください。

- 3 乙は、甲がすべての諸条件を確認後、変更が決定し次第、甲に通知を送付致します。通知が届いた日から1週間以内に甲は、本契約時に指定した口座に会場変更手数料をお振込ください。尚、お支払いが遅れた際は、変更の申し入れを無効とします。

- 4 変更手数料は下記のとおりです。

契約締結日より5日以内 変更料無料

契約締結日より6日目～開催90日まで

¥50,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

開催89日前～30日前日まで

¥150,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

開催29日前～開催当日

¥200,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

- 1 申入れの趣旨

第4項を削除するか、消費者契約法9条1号に沿った内容に改定してください。

- 2 申入れの理由

従前の申し入れのとおり、開催日時やバンケット・プランの変更をするにあたり、会場への変更手数料実費等に加えて、貴社において、5万円から20万円もの損害が発生する合理的な理由が見当たりません。

この点、貴社は、「社員の人件費等の損害」が発生するとありますが、具体的根拠が何ら明らかにされておりません。そもそも、たとえば契約締結日から1週間後、開催100日前にバンケット・プランを変更した場合に、貴社において5万円もの人件費が発生するとは到底思われません。開催日時やバンケット・プランを変更した場合に、人件費がどの程度かかるのか、変更の時期に応じて具体的に明らかにされるのであれば格別、貴社の回答書を見る限り、同条項所定のキャンセル料が平均的損害を越えていると考えざるをえません。

したがって、当団体は、再度、貴社に対し、当約定を、キャンセル等の時期に応じた平均的損害を超えないような内容に改定するよう、申し入れをします。

#### 第5条【会場の変更】

- 1 乙は、甲から会場の変更希望を頂いた際は、速やかにその可否を各サービス事業者を確認をとり、甲にその結果を連絡致します。
- 2 甲が、前項の変更を行う際は、所定の変更手数料及び別の諸条件に変更が生じる場合がございます。  
乙は甲に手数料、諸条件変更のご了承を頂いたのち、諸手続きを実施致します。
- 3 乙は、甲がすべての諸条件を確認後、会場の変更が決定し次第、甲に通知を送付致します。通知が届いた日から1週間以内に甲は、本契約時に指定した口座に会場変更手数料をお振込ください。尚、お支払いが遅れた際は、変更の申し入れを無効とします。
- 4 会場変更手数料は、下記に記載のキャンセル料に準じます。

#### 1 申し入れの趣旨

第5条第4項について、削除するか、消費者契約法9条1号に沿った内容に改定してください。

#### 2 申し入れの理由

従前の申し入れのとおり、本条項及びこれが準用する第6条3項をみるに、そもそも、消費者が会場変更を行うにあたり、会場への変更手数料やキャンセル料などの実費に加えて、貴社において、本各項所定の損害が発生する合理的な理由が見当たりません。

この点、貴社によれば、前条への申し入れに対する回答と同様、「社員の人件費等の損害」が発生すると主張されますが、具体的にどのような損害が発生するのか明らかではありません。貴社の回答書を見てもなお、会場変更の場合に、貴社において、本条項が準用する第6条3項所定の金額と同額の「人件費等の損害」が発生するとは思われません。

したがって、当団体は、再度、貴社に対し、第5条4項を削除するか、会場変更の時期に応じた平均的損害を超えないような内容に改定するよう、申し入れをします。

## 第6条【中途解約】

1 甲は、本契約を甲の都合で解約をされる場合、生じるすべてのキャンセル料を乙にお支払い頂きます。

甲は乙より本契約書に基づいたキャンセル料の通知を受けた日から1週間以内に、本契約時に指定した口座にキャンセル料をお振り込みください。また、お支払いに要する手数料は甲の負担とします。

2 キャンセル料が前項の支払期日までにお支払い頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算してご請求致します。

3 キャンセル料の金額は下記のとおりです。

契約締結日より5日以内 ￥30,000+実費

契約締結日より6日目～開催180日前まで

￥84,999円+実費（会場へのキャンセル料、各アイテムのキャンセル料、納品済アイテムの費用）

179日前以降90日目まで ￥168,000+実費（同上）

89日目以降60日目まで 見積額の15%+実費（同上）

59日目以降30日目まで 見積額の18%+実費（同上）

29日目以降前日まで 見積額の20%+実費（同上）

開催当日 見積額の全額

### 1 申入れの趣旨

第6条第3項について、削除するか、消費者契約法9条1号に沿った内容に改定してください。

### 2 申入れの理由

当団体からの問い合わせに対し、貴社の行う事務処理として、「式の内容、進行、衣装、アイテム、カメラ撮影、余興に関する様々な情報提供、アイデア提供」を挙げていただきました。

貴社がこれらの事務処理をどの段階で行うかは不明ですが、本条項は、以下のとおり改定の必要があります。

まず、本契約における貴社と消費者との契約は、準委任契約（民法656条、643条以下）に該当するところ、民法648条3項によれば、受任者の責めに帰することのできない事由によって委任契約が途中で終了する場合の報酬については、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるかとされています。

そして、消費者契約法9条1号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解約に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、当該超える部分を無効としています。上述のように、解約の時期によっては、貴社が請求することができる報酬の割合を超える部分が生じうるところ、本条項によれば、その超える部分をも消費者に支払義務を負わせることとなりますので、損害賠償の予定または違約金を定める条項にもあたりえます（たとえば、本来であれば1万円程度の報酬しか請求できない段階で解約がなされた

場合にも、3万円を超えるキャンセル料を確保できるとすれば、1万円を超える部分については、解約に伴う違約金として確保したと評価できます。)。そして、その違約金の金額が、貴社の行った事務処理の程度に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることになる部分は無効となります。

したがって、当団体は、貴社に対し、第6条第3項について、削除するか、貴社の行った事務処理の程度に応じて定まる違約金が、その段階での平均的損害を超えない内容に改定するよう、申入れをします。

以 上